

第123号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

**【調達公告】**

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
（新たな財務会計システム（予算・財務情報管理システム）構築及び提供業務 一式）…………… 2

# 調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

令和3年10月5日

契約事務受任者 横浜市財政局長

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

### (1) 件名及び数量

新たな財務会計システム（予算・財務情報管理システム）構築及び提供業務 一式

### (2) 業務内容

提案書作成要領による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和16年3月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に基づく債務負担行為）

### (4) 履行場所

横浜市財政局財政部財政課ほか

## 2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たした分担履行方式による特定共同企業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該プロポーザルを種目及び細目別に分担した者が構成員となって結成した共同体。）又は単体企業とし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

### (1) 提案者が特定共同企業体である場合の構成

ア 特定共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は原則として2者以内とし、構成員は1者で資格条件を満たすことも可とする。

イ 構成員の組合せは、次に掲げる構成員の資格要件を満たす者による組合せであることとし、いずれの構成員が代表者となるかについては、当該共同企業体の構成員の選定に委ねることとする。

### (2) 構成員の資格条件

ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

イ 特定共同企業体は、構成員が令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、次のいずれかの種目及び細目の登録を認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。

(ア) 種目「316：コンピュータ業務」の細目「A：ソフトウェア開発・改修」

(イ) 種目「402：一般賃貸」の細目「A：コンピュータリース」

(ウ) 種目「402：一般賃貸」の細目「E：その他リース」

なお、(ア)の種目及び細目で参加しようとする者は、(イ)又は(ウ)の種目及び細目で参加しようとする他の提案書の提出者と本業務における委任（準委任含む）又は請負契約を行い、本業務におけるシステム構築及び提供業務に携わることができない。

ウ 特定共同企業体の各構成員は、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 特定共同企業体の各構成員は、他の特定共同企業体の構成員ではないこと。また、特定共同企業体の構成員は、単体企業として参加していないこと。

### (3) 単独企業の資格条件

上記(2)アからエまでに掲げる資格条件を全て満たしている者であること。

## 3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号又は第3号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

### (1) 申請期限

令和3年10月15日午後5時

- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。

- (3) 提出先（次号に掲げるものを除く。）  
E-mailアドレス：za-newzaimu-sys@city.yokohama.jp  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局財政部財政課（横浜市役所12階）

- (4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局契約部契約第二課（横浜市役所11階）

- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局財政部財政課（横浜市役所12階）  
豊田、高橋 電話 045(671)2237（直通）

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。  
(2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページ（事業者向け情報＞入札・契約）よりダウンロード可能。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/itaku/zaisei/>

ただし、業務説明資料の別紙3「予算編成業務アクティビティ一覧」については貸出のみとする。

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和3年11月16日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局財政部財政課（横浜市役所12階）  
電話 045(671)2237（直通）

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

ア 電子メールによる提案書の提出  
令和3年11月16日午後5時（提案書締切）

イ 郵送又は持参による提案書の提出

データ容量等の理由により、メールでの提案書の提出が困難な場合には、郵送又は持参により、令和3年11月16日午後5時までに同項第3号に掲げる部課に必着のこと。

- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。

- (3) 提出場所  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局財政部財政課（横浜市役所12階）  
電話 045(671)2237（直通）

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が提出した提案書

- 
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした提案書
  - (3) 第7項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書
  - (4) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書
- 9 受託候補者の特定のための評価基準
- (1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング  
提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市へ提案についての説明及び質疑応答）を行う。
  - (2) 受託候補者の特定のための評価基準  
受託候補者の特定は次の基準により総合的に評価の上、行う。  
なお、特定作業において、全ての提案が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、受託候補者の特定を行わないことがある。  
ア 業務実施方針の妥当性・実現性  
イ 実施体制の妥当性・実現性及び配置予定者の業務実績、経験等  
ウ その他、当該業務に対する意欲等
- 10 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 経費負担  
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。
  - (3) 提出された提案書の取扱い  
横浜市に提出された提案書は返却しない。
  - (4) 契約締結の交渉  
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
  - (5) 詳細は、提案書作成要領による。
- 11 Summary
- (1) Subject matter of the contract: financial accounting system (budget / financial information management system) rebuilding and procision duties
  - (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 15 October, 2021 (Japan Standard Time)  
\*For details, see the Proposal preparation procedure
  - (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 16 November, 2021 (Japan Standard Time)
  - (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
  - (5) Contact point for the notice: Financial Affairs Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045(671)2237
-